

ト 前号ホに該当する派遣先の事業主 次に掲げる額の合計額
 (1) 厚生労働大臣の定める期間内に前号ホ(1)のキャリア・コンサルティングを受けさせたために要した費用について厚生労働大臣が定める方法により算定した額の二分の一の額(その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額)
 (2) 前号ホ(1)のキャリア・コンサルティング(当該派遣先の事業主が費用を負担して当該キャリア・コンサルティングを受けさせる場合に限る)を受ける期間について派遣元事業主に支払った当該紹介予定派遣に関する料金の額のうち、当該派遣元事業主が当該対象派遣労働者に支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の三分の一(中小企業事業主については、二分の一)の額(その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所において前号ホ(2)のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合において十五万円)
 (3) 厚生労働大臣の定める期間内に当該派遣先の事業所において前号ホ(2)のキャリア・コンサルティングを受けた場合において十五万円
 (4) 当該派遣先の事業主が当該紹介予定派遣に係る派遣元事業主に対しても前号ホ(2)のキャリア・コンサルティングを受ける期間について支払った当該紹介予定派遣に関する料金の額のうち、当該派遣元事業主が当該派遣労働者に支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一(中小企業事業主については、二分の一)の額(その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超過する場合は、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所において前号ホ(2)のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合において十五万円)
 (雇用対策法施行規則の一部改正)
 第二条 雇用対策法施行規則(昭和四十二年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 第六条の二第二項中「六十万円」を「九十万円」に改め、同条第三項中「六十万円」を「九十万円」に、「四十万円」を「六十万円」に改め、同条第五項中「六十万円」を「九十万円」に、「九十万円」とする「百三十五万円」とするに改め、同条第六項中「六十万円」を「九十万円」に、「百六十万円」を「二百四十万円」に改める。
 第七条第四項中「又は同項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金」を「同項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金又は同令附則第十七条の五の三に規定する特例子会社等設立促進助成金」に改める。
 第三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正
 第三十八条の表雇保則第一百六十六条第二号に規定する事業所の事業主であつて、同号に規定する措置の実施に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備しているものに該当することとなつた事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金の支給については、なお従前の例による。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。)第百八条第八項の規定は平成二十一年十二月一日から、新雇保則附則第十五条の六の規定は平成二十年同月九日から、この省令による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則附則第三条の規定は平成二十一年二月一日から適用する。

(施行期日)
 附 則

○厚生労働省告示第二十五号
 葉事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第二項第三号の規定に基づき、葉事法第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬部外品(昭和三十六年厚生省告示第十四号)の全部を次のように改正し、平成二十一年六月一日から適用する。
 平成二十一年二月六日

厚生労働大臣
 葉事法第二条第二項第三号の規定に基づき
 厚生労働大臣が指定する医薬部外品
 葉事法第二条第二項第三号の規定に基づき、医薬部外品として、次のものを指定する。

告 示

一 胃の不快感を改善することが目的とされている物
 二 いびき防止薬
 三 衛生上の用に供されることが目的とされている総類(紙総類を含む。)
 四 カルシウムを主たる有効成分とする保健薬
 (第十九号に掲げるものを除く。)
 五 含嗽薬
 健胃薬(第一号及び第二十七号に掲げるものを除く。)
 六 口腔咽喉薬(第二十号に掲げるものを除く。)
 七 コンタクトレンズ装着薬
 八 殺菌消毒薬(第十五号に掲げるものを除く。)
 九 しもやけ・あかぎれ用薬(二十四号に掲げるものを除く。)

薬事法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次の各号に該当するものである」とある。

配置販売品目基準

薬事法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次の各号に該当するものである」とある。

二十一、消化薬（第二十七号に掲げるものを除く。）

二十二、滋養強壮・虚弱体質の改善及び栄養補給が目的とされている物

二十三、生薬を中心とする有効成分とする保健薬

二十四、創傷面等の消毒又は保護に使用されることが目的とされている物

二十五、すり傷、切り傷、おし傷、かき傷、靴下

十六、整腸薬（第二十七号に掲げるものを除く。）

十七、染毛剤

十八、ソフトコントакトレンズ用消毒剤

十九、肉体疲労時、中高年期等のビタミン又はカルシウムの補給が目的とされている物

二十、などの不快感を改善することが目的とされている物

二十一、パームエーテル・ウオーブ用剤

二十二、鼻つまり改善薬（外用剤に限る。）

二十三、ビタミンを含有する保健薬（第十二号及び第十九号に掲げるものを除く。）

二十四、ひび、あかぎれ、あせも、ただれ、うおのめ、たじ、手足のあれ、かさつき等を改善する事が目的とされている物

二十五、薬事法第二条第三項に規定する使用目的のほかに、にきび、肌荒れ、かぶれ、しもやけ等の防止又は皮膚若しくは口腔の殺菌消毒に使われるこども併せて目的とされている物

二十六、浴用剤

二十七、第六号、第十一号又は第十六号に掲げる物のうち、二つ以上に該当するもの

○厚生労働省告示第一一六号 薬事法（昭和三十五年法律第四十五条）第三十一条の規定に基づき、配置販売品目基準を次のようになし定め、平成二十一年六月一日から適用し、配置販売品目指定基準（昭和三十六年厚生省告示第十六号。以下「旧告示」という。）は、平成二十一年五月三十日限り廃止する。ただし、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十条に規定する既存配置販売業者については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

平成二十一年二月六日 厚生労働大臣 外添 要一

二十二、消化薬（第一十七号に掲げるものを除く。）

二十三、滋養強壮・虚弱体質の改善及び栄養補給が目的とされている物

二十四、生薬を中心とする有効成分とする保健薬

二十五、すり傷、切り傷、おし傷、かき傷、靴下

十六、整腸薬（第二十七号に掲げるものを除く。）

十七、染毛剤

十八、ソフトコントакトレンズ用消毒剤

十九、肉体疲労時、中高年期等のビタミン又はカルシウムの補給が目的とされている物

二十、などの不快感を改善することが目的とされている物

二十一、パームエーテル・ウオーブ用剤

二十二、鼻つまり改善薬（外用剤に限る。）

二十三、ビタミンを含有する保健薬（第十二号及び第十九号に掲げるものを除く。）

二十四、ひび、あかぎれ、あせも、ただれ、うおのめ、たじ、手足のあれ、かさつき等を改善する事が目的とされている物

二十五、薬事法第二条第三項に規定する使用目的のほかに、にきび、肌荒れ、かぶれ、しもやけ等の防止又は皮膚若しくは口腔の殺菌消毒に使われるこども併せて目的とされている物

二十六、浴用剤

二十七、第六号、第十一号又は第十六号に掲げる物のうち、二つ以上に該当するもの

○厚生労働省告示第一一六号 薬事法（昭和三十五年法律第四十五条）第三十一条の規定に基づき、配置販売品目基準を次のようになし定め、平成二十一年六月一日から適用し、配置販売品目指定基準（昭和三十六年厚生省告示第十六号。以下「旧告示」という。）は、平成二十一年五月三十日限り廃止する。ただし、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十条に規定する既存配置販売業者については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

平成二十一年二月六日 厚生労働大臣 外添 要一

一、経年変化が起らなくなること。
二、剤型、用法、用量等からみて、その使用方法が簡易であること。
三、容器又は被包が、壊れやすく、又は破れや創傷面等の消毒又は保護に使用されることが目的とされている物

四、生薬を中心とする有効成分とする保健薬

五、すり傷、切り傷、おし傷、かき傷、靴下

六、整腸薬（第二十七号に掲げるものを除く。）

七、染毛剤

八、ソフトコントакトレンズ用消毒剤

九、肉体疲労時、中高年期等のビタミン又はカルシウムの補給が目的とされている物

十、などの不快感を改善することが目的とされている物

一一、パームエーテル・ウオーブ用剤

一二、鼻つまり改善薬（外用剤に限る。）

一三、ビタミンを含有する保健薬（第十二号及び第十九号に掲げるものを除く。）

一四、ひび、あかぎれ、あせも、ただれ、うおのめ、たじ、手足のあれ、かさつき等を改善する事が目的とされている物

一五、薬事法第二条第三項に規定する使用目的のほかに、にきび、肌荒れ、かぶれ、しもやけ等の防止又は皮膚若しくは口腔の殺菌消毒に使われるこども併せて目的とされている物

一六、浴用剤

一七、第六号、第十一号又は第十六号に掲げる物のうち、二つ以上に該当するもの

○厚生労働省告示第一一六号 薬事法（昭和三十五年法律第四十五条）第三十一条の規定に基づき、配置販売品目基準を次のようになし定め、平成二十一年六月一日から適用し、配置販売品目指定基準（昭和三十六年厚生省告示第十六号。以下「旧告示」という。）は、平成二十一年五月三十日限り廃止する。ただし、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十条に規定する既存配置販売業者については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

平成二十一年二月六日 厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第一一七号 薬事法（昭和三十五年法律第四十五条）第五十条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき、薬事法第五十五条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品を次のようく定め、平成二十一年六月一日から適用する。

平成二十一年二月六日 厚生労働大臣 外添 要一

一、胃の不快感を改善することが目的とされている物
二、次に掲げる物
(1) 胃の不快感を改善することが目的とされて
いる物
(2) 力カルシウムを主たる有効成分とする保健薬
(3) 含嗽薬
(4) 健胃薬（(1) 及び(2)に掲げるものを除く。）
(5) 口腔咽喉薬（(1) 及び(2)に掲げるものを除く。）
(6) コンタクトレンズ装着薬
(7) 殺菌消毒薬（(4)に掲げるものを除く。）
(8) 眼用薬（(5)に掲げるものを除く。）
(9) しもやけ・あかぎれ用薬（(4)に掲げるものを除く。）
(10) 滴下薬
(11) 滋化薬（(2)に掲げるものを除く。）
(12) 滋養強壯・虚弱体質の改善及び栄養補給が目的とされている物
(13) 生薬を中心とする有効成分とする保健薬
(14) 刈傷面等の消毒又は保護に使用されることが目的とされている物
(15) 整腸薬（(2)に掲げるものを除く。）
(16) 肉体疲労時、中高年期等のビタミン又はカルシウムの補給が目的とされている物
(17) 鼻つまり改善薬（外用剤に限る。）
(18) ビタミンを含有する保健薬（(2)及び(6)に掲げるものを除く。）
(19) 鼻つまり改善薬（外用剤に限る。）
(20) ひび、あかぎれ、あせも、ただれ、うおのめ、たじ、手足のあれ、かさつき等を改善する事が目的とされている物

○厚生労働省告示第一二八号 薬事法（昭和三十五年法律第四十五条）第五十七条の規定に基づき、薬事法第五十九条第七号の規定に基づき、有効成分の名称（一般的な名称があるものについては、その一般的な名称）及びその分量が直接の容器又は部外品として、次のものを指定する。
一人又は動物の保健のために使用されねばならない医薬部外品として、次のものを指定する。
蚊、のみその他のこれらに類する生物の防除のためのためには、動物の保健のために使用される物

○厚生労働省告示第一二九号 薬事法（昭和三十五年法律第四十五条）第五十九条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び化粧品の成分（平成十二年厚生省告示第三百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月一日から適用する。

平成二十一年二月六日 厚生労働大臣 外添 要一

題名中「第五十九条第六号」を「第五十九条第八号」に改める。

医薬部外品の成分の部中人体に直接使用されないものの項を削る。

○農林水産省告示第一百九十五号 薬事法第五十九条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品として、次のものを指定する。

一、薬事法第五十条第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び同法第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品として、次のものを指定する。

一、薬事法第五十条第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

二、薬事法第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

三、薬事法第五十九条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する医薬部外品

四、登録品種の名称 ザリセレオ

五、育成者権の存続期間 25年

六、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所 高橋成治 愛知県碧南市鏡浦町3丁目12番地

七、出願公表の年月日 平成17年8月10日

1 品種登録の番号 第11744号

2 品種登録の年月日 平成21年2月6日

3 登録品種の属する農林水産植物の種類 Alstroemeria L.

4 登録品種の名称 ザリセレオ

5 育成者権の存続期間 25年

6 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所 バンザンテングランツ社 オランダ王国 1435EW ライゼンハット ラベンテルウェグ 15

7 出願公表の年月日 平成18年10月25日